

# 八雲町建設工事総合評価落札方式試行要綱

平成20年7月8日

制定

## (趣旨)

**第1条** この要綱は、八雲町が発注する工事の請負契約において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の10の2及び第167条の12の4項及び第167条の13の規定に基づき、一般競争入札及び指名競争入札（以下「入札」という。）において、価格だけでなく価格以外の要素も総合的に考慮して落札者を決定する方式（以下「総合評価落札方式」という。）の試行に関して、必要な事項を定めるものとする。

## (対象工事)

**第2条** 総合評価落札方式により入札を行う工事（以下「対象工事」という。）は、工事の品質確保のために工事価格及び施工計画、施工実績（以下、「技術提案」という）などを総合的に評価するものが妥当と認められる工事のうちから選定する。

## (総合評価落札方式の選定)

**第3条** 総合評価落札方式の型式は次のとおりとする。

- (1) **簡易型** 入札価格と施工計画や同種工事の経験、工事成績、地域特性、地域貢献等を総合的に評価する。
- (2) **特別簡易型** 入札価格と前号の施工計画を除き、同種工事の経験、工事成績、地域特性、地域貢献等を総合的に評価する。

## (総合評価審査委員会)

**第4条** 総合評価落札方式の実施に当たり審議、評価を行うため「総合評価審査委員会」を設置するものとする。

- (1) 総合評価審査委員会は、次の事項を所掌するものとする。
  - ア 総合評価落札方式の実施工事の選定
  - イ 落札者決定基準の設定
  - ウ 技術提案を評価し技術評価点の決定
  - エ 第5条に規定する学識経験者への意見聴取
- (2) 総合評価審査委員会は、委員長及び委員若干名をもって組織する。
- (3) 総合評価審査委員会は、委員長が召集する。

## (学識経験を有する者の意見聴取)

**第5条** 八雲町総合評価委員会は、落札者決定基準を定めようとするときは、あらかじめ、地方自治法施行規則（昭和22年省令第29号）第12条の4の規定に基づき、学識経験を有する者2名以上から、意見を聴かなければならない。

また、併せて、当該落札者決定基準に基づいて落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるかどうかについて意見を聴くものとし、改めて意見を聴く必要があると意見を述べられた

場合には、当該落札者を決定しようとするときに、あらかじめ学識経験者の意見を聴かなければならない。

#### (入札公告等において示す事項)

**第6条** 総合評価落札方式により入札を行うときは、基本的事項のほか次に掲げる事項を入札公告等において、明記しなければならない。

- (1) 当該工事が総合評価落札方式による工事であること。
- (2) 技術評価点に関する評価項目及びその配点に関すること
- (3) 落札者の決定方法
- (4) 総合評価に関する審査結果が公開されること
- (5) 技術提案の履行ができなかった場合の罰則に関すること。
- (6) 技術評価点について疑義の照会ができること。

#### (入札手続)

**第7条** 申請者は別途定める入札参加資格審査申請要領により作成し、期限内に提出しなければならない。

#### (総合評価の方法及び落札者の決定)

**第8条** 総合評価落札方式で定める評価の方法及び落札者の決定について、次のとおりとする。

- (1) 総合評価落札の方法は、入札価格が予定価格の制限の範囲内である者のうち、入札参加者が提出した技術提案書及び入札価格に基づいて、入札の公告及び入札説明書（以下「入札公告等」という。）において示す総合評価落札の方法及び落札者の決定方法によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。
- (2) (1) の評価値の最も高い者が2人以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。

#### (資料作成の説明)

**第9条** 町長は必要があると認めるときは、資料の作成等について説明を行うことができる。

#### (資料のヒアリング)

**第10条** 町長は必要があると認めるときは、技術提案に関するヒアリングを実施することができるものとする。

#### (技術提案の評価)

**第11条** 技術提案書の評価及び取り扱いは次のとおりとする。

- (1) 技術提案の評価は、総合評価審査委員会が審査し、技術評価点を決定するものとする。
- (2) 入札参加者の技術提案は落札者決定の根拠となることから、入札書と同様に扱い、その内容と評価は、開札までの間、秘密を保持しなければならない。

#### (技術提案の評価結果通知)

**第12条** 技術提案の評価結果は、落札者決定後、入札参加者に通知するものとする。

#### (責任の所在とペナルティー)

**第13条** 町長が技術提案を適正と認め、工事施行において落札者がこれを実施した場合においても、技術提案に係わる施工に関する落札者の責任は軽減されるものではないこと。

また、技術提案を履行できなかった場合でも、再度施工が困難あるいは合理的ではない場合は、契約金額の減額、損害賠償などを行う旨を契約書に記載するものとする。なお、これらの内容については、入札公告等に明記することにより、入札参加希望者に周知するものとする。

**(悪質な行為に対する措置)**

**第14条** 入札参加の申請書類に関して、提出した資料等に虚偽記載等明らかに悪質な行為があると認められる場合には、契約の解除あるいは参加停止等の措置を行うことができる。

**(その他)**

**第15条** この試行に実施に関し他に必要な事項は、町長が別に定めるものとする。

**附 則**

この要綱は、平成20年7月8日から施行する。